

## 旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等について（案）

### 1 対応案

宿泊費の取扱い	宿泊手当の加算	宿泊費の実費が上限を超える場合の取扱い
県の改正旅費条例の上限額と同様とし、夕朝食代を含めてよいものとする。	なし	合理的な理由があれば可（※） (会派又は議員の判断とし、理由を支出伝票の備考欄等に記載)

### 2 理由

- ・宿泊費の中に夕朝食代を含めてよいとする議会が多い。
- ・夕朝食代を宿泊費に含み宿泊手当の加算はなしとして、現行の取扱いから大幅な変更とならないので分かりやすい。
- ・宿泊費に夕朝食代を含めてよいとすることで、宿泊施設、議員及び事務局の事務処理が効率的となる。
- ・上限を超える場合の取扱いを会派及び議員の判断とすることで、政務活動に支障をきたさないようにする。
- ・1の対応案と異なり、宿泊手当をありとした場合、夕朝食を取らなくても宿泊手当が加算されると、政務活動費の実費弁償の原則とそぐわない。

#### ○ 合理的理由とは、下記に準ずるものであると想定される。（※）

国における宿泊費の実費が上限額を超える場合の個別調整規定で、政務活動にも該当すると考えられるものとして、「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき」というものがある。（「公務」を「政務活動」に置き換えて考える）

その他の調整規定は、「国際会議等において主催者から宿泊施設が指定されている場合」などであり、政務活動には該当しにくいと考えられる。